

第 4 5 回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁森林整備部研究・保全課

第45回独立行政法人評価委員会林野分科会議事次第

日 時：平成24年3月14日（水）10：00～11：20

場 所：中央合同庁舎4号館1219・1220会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準の改訂について

（2）その他

3. 閉 会

○酒井分科会長 予定の時間より若干早いですが、皆さんおそろいようですので、ただ今から第 45 回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 林野庁研究・保全課の山崎です。よろしくお願いいたします。

まず、会議の成立について御報告いたします。

評価委員 5 名の方全員が出席されておりますので、規定により、本日の分科会は成立しております。

本日の議題については、お配りしている次第のとおりでございます。本日は評価基準の改訂などの内容となっております。また、今年 1 月に新聞でも報道されました独立行政法人の制度や組織の見直しについての閣議決定についても「議事（2）その他」の中で説明いたします。資料について不備がございましたら随時お申し出ください。

以上でございます。

○酒井分科会長 それでは、議事に入ります。

「独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準の改訂について（案）」です。現在の評価基準や評価項目は森林総合研究所の第 2 期中期計画に対応した内容となっております。御存じのとおり、森林総合研究所においては平成 23 年度から新しい第 3 期中期計画に基づいて業務が進められており、今年の 6 月から 8 月にかけて平成 23 年度の業務実績評価を行うこととなります。このため、評価の基準を第 3 期中期計画に対応した内容に改訂する必要が生じているところです。

それでは、まず、事務局から評価基準の改訂（案）等について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、評価基準及び評価単位の見直しについて説明させていただきます。

関係する資料は資料 1、資料 2、参考資料 1、参考資料 2 でございます。

まず、資料 1 と資料 2 をご覧ください。

資料 1 は、新しい評価基準の案でございます。資料 2 は、評価基準新旧対照表です。説明の際には新旧対照表の方がわかりやすいものですから、主に資料 2 を用いて説明させていただきます。

今回の評価基準及び評価単位の見直しは、一言で申し上げますと第 2 期中期計画から平成 23 年度開始の第 3 期中期計画に対応した内容に見直すというものでございます。このため、評価基準、評価項目の設定の基本的な考え方を変更する必要はないのではないかと考えております。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。

評価基準の改訂の日時が出ておりますが、その経緯を見ますと、前回は旧緑資源機構の業務を承継した平成 20 年度の業務に対する評価に当たっての改訂でございました。3 年前の平成 21 年 3 月に開催された第 35 回林野分科会で改訂されたところでございます。

1枚めくっていただきまして2ページをご覧ください。

「3. 評価基準の方法」の「(1) 評価単位の設定」についてでございますが、①では、評価単位ごとに評価を行うということ、それから、②では、評価単位は原則として中期計画の目次に相当する大項目の具体的な内容を定める中項目とする、とされております。中項目で評価単位を納めるというのが基本的なスタンスでございます。

③と④におきます変更でございますが、中期計画の項目番号、それから、項目名の変更に対応した見直しでございます。中期計画が第2期から第3期となる際、項目が同じものも多くございますが、一部変更されております。その変更に対応し、基準の記載の内容も変更する必要があるところでございます。

③では、大項目「第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置」のうち、「研究開発の推進」、「水源林造成事業等の推進」については、「法人に対する評価をより適切に行う観点から、評価単位は中項目より下の項目とする」としております。法人のメイン業務はより詳細な評価単位としているところでございます。

また、④におきましては、これまで共通評価単位としてきたものについてでございます。右側にあります現行の基準におきましては、財務関係の第3から第6及び第7の1について共通評価単位と名づけてきたところでございます。これは独法評価の最初の年でありまして平成13年度の業務を評価する際、大臣官房の文書課が農林水産省傘下の独立行政法人の評価において財務関係の評価指標を共通化すべきではないかということで、共通化を図ったため、共通評価単位としてきた経緯がございます。

しかしながら、共通化を図ってから10年を経過しているわけでございますが、基準の変更の権限が各分科会に権限移譲されていることから、現在は、大半の独法の評価基準が大臣官房が共通化を図った共通評価単位とは異なったものとなっているという状況でございます。この共通評価単位を保っているのは、我々の森林総合研究所を含めたごく限られた法人のみというのが現状でございます。また、今般、大臣官房に確認しましたところ、各独法がさまざまな経緯でそれぞれ設定してきている財務関係の共通単位について、この機会に再度共通化を図るつもりはないという意向を確認しました。このため、共通評価単位という名前がもはや共通ではないという状況になっておりますので、この名づけをやめるということにいたします。

なお、財務関係の評価単位については、業務の評価と性格が異なるものであるため、共通評価単位と名づけるのをやめるものの、別紙1として評価単位、評定区分を別に定める形とするのは特に現在の段階で変える必要はないと考えます。

次に「(2) 評価単位の評価」の①でございますが、これも共通評価単位との名づけをやめるため「上記3-(1)-④の評価単位」という書きぶりになるものでございます。

次に、少々飛びまして7ページをご覧ください。

7ページに別紙1とございます。これは財務関係の評価単位をまとめたところでござい

ます。

右側を見ますと、これまで研究分野におきましては、共通評価単位といたしまして「①経費削減に係る取り組み」「②受託収入、競争的資金及び自己収入増加に係る取り組み」「③法人運営における資金の配分状況」としておりました。しかし、これは共通評価単位として縛られてきたものでございますが、これに縛られる意味がなくなりましたので、他の評価単位と同じように中期計画の項目に合わせるのが適当であると考えまして、第3期中期計画の「第3 財務内容の改善に関する事項」における項目名でございます「①業務の効率化を反映した予算の作成及び運営」「②自己収入の拡大に向けた取組」という項目名を評価単位とするということにしております。

次に、12 ページをご覧ください。

11 ページには通常の評価単位の評価シートが定められており、12 ページには共通評価単位における評価シートという形に、今まではなっておりました。しかしながら、この評価シート自体もどこか差があるのかというぐらい、ほとんど同じという状況であること、また、共通評価単位という名前がなくなりますことから、共通評価単位のシートは削除いたしまして、11 ページの評価単位の様式に統一するということにしたいと考えております。

以上、主な修正点を述べたところですが、説明を省略した部分は第3期中期計画の内容に対応したもの、共通評価単位と名づけの取りやめに対応したもの、それから、共通評価単位の評価シートの削除に伴う別紙の番号のずれというようなもの、そして、現行の記載の内容が適切でなかった点を修正したものでございます。

評価基準については以上でございます。

次に、評価単位の方に入りたいと思います。

参考資料1の「評価単位体系図（新旧対照）」をご覧ください。

これは右側に第2期中期計画、その項目を大項目、その下の中項目というふうに段階ごとに項目名を整理したものでございます。左側には、第3期中期計画の項目名を段階ごとに整理しているものでございます。その項目名の色づけをしてあるところ、これが評価単位としていたものでございます。

評価単位については、先ほどもありましたように、基本は中項目ということでございます。ですから、2枚目はほとんど中項目となっているところでございますが、第1の「1 研究開発の推進」と「2 水源林造成事業等の推進」については、基準の中で中項目より下の項目とするとされております。

第2期中期計画では、研究開発の推進におきましては1番右側のところ、こちらの12項目を評価単位としております。また、小項目の、情報の収集、そして、遺伝資源の収集保存、それから、林木育種の関係が今まで評価単位ということでやってきたところでございます。

第3期中期計画におきましては、旧森林総研の部分と林木育種の部分については併せて研究課題というふうに整理したところでございます。それが左側の第3期中期計画の小々

項目というところにありますようにA、B、C、D、E、F、G、H、Iと9項目に研究課題を重点化したところがございます。ですから、この重点化した9項目の研究課題をそのまま評価単位にするのが適当なのかなと考えております。

それに加えて、研究基盤となる情報の収集、そして、遺伝資源の収集等を、これまでと同じように小項目のレベルで研究の評価単位にしたいと考えております。

次に「2 水源林造成事業等の推進」でございますが、研究開発におきまして課題の重点化に伴い、評価単位を大きくしたという状況でございます。これとバランスをとる形で原則として小々項目を新たな評価単位にするという形に考えております。

また、旧林道事業の残務処理の部分については1つ上のレベルの小項目を新たな評価単位に設定すると考えているところでございます。

2枚目をご覧ください。

第1の国民に対して提供するサービスの残りの3項目、そして、第2の業務運営の効率化については、中項目を評価単位とし、今までも基本どおりにやっておりましたが、新しい評価項目についても同じように中項目でいきたいと考えております。ただし、その項目名の変更については、中期計画の項目名が変わっておりますので、その変更に対応した評価単位の変更ということを考えております。

「第3 財務内容の改善に関する事項」の部分でございますが、「1 研究開発」については、先ほどにも述べましたように、共通評価単位の縛りがなくなりましたので、中期計画の項目名という形にしております。

「2 水源林造成事業等」の方は同じように中期計画の項目名としております。

第4、第5、第6、第7についても考え方は同じでございますが、中期計画の項目名の変更に対応した評価項目の変更のみにしております。

以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

評価基準の改訂ということで、どなたからでも結構ですので御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

○三井委員 資料2の7ページの左側「(1) 研究開発 ②自己収入の拡大に向けた取組」ですが、要するに漢字だけの話です。「取組」が従来は送り仮名の「り」と送り仮名の「み」が入っていたわけです。それを漢字の「取組」だけにされたのならわかるのですが、その下のsからdの項目では、「り」とか「み」がそのまま残っていますので、この辺は統一していただきたいと思います。

これはあくまでも感想ですが、この資料を事前にいただいて拝見したときには、先ほど事務局から説明があった中期計画の項目に合わせてということはわからなかったものですから、右と左を比べてみて、この辺のところはやはりマネジメントの中核に当たるところだと思いますので、むしろ前の方がリアリティがあって、新しい方はややリアリティが欠けるかなという印象を持ちましたが、中期項目の項目に合わせてという理由があります

ので、それはあくまでも感想だけの話です。

以上です。

○事務局 1点目については御指摘ありがとうございます。対応させていただきます。

2点目のところでございますが、第3の財務内容のところについて、今の私からの説明がない段階では第2期の方がリアリティがあったのではないかという点でございますが、実はこの第2期のときには、契約の関係とか、内部統制の関係とかは他の項目では評価する部分がなかった、対応するところがなかったということで、第3の③の法人運営における資金の配分の中で内部統制のことを書いたり、契約についてどういうふうに見直しているか書いたりということをしていました。また、保有資産の方もここでやられたと思いますが、この5年で、そのようなものについては、もう少ししっかりやりなさいということになりまして、中期計画にも項目としてしっかり位置づけられたという変化がございます。

参考資料の1の2枚目をご覧ください。

2枚目の、第2の業務運営の効率化のところの項目が、新しい左側の第3期中期計画では「3 契約の点検・見直し」とか「4 内部統制の充実・強化」というような、項目名としてきちんと位置づけられています。そのため、今までの評価で、第3の財務内容の改善の資金配分のところで書いていた、契約の点検・見直しとか内部統制のような、最近、総務省の政独委からもしっかりやりなさいと言われているところについては、第2の中でしっかり記載する、もう1項目設けられている、という状況でございます。

そのため、第3の③資金配分のところメインで書いていたものがすっぽり第2の方に移りますので、こちらの方は記載内容が、対象が極めて少なくなるものですから、中期計画に合わせた項目名にしても問題ないのではないかと考えた次第でございます。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

他に御質問ございますでしょうか。

○箕浦専門委員 第2期中期計画の中項目のところの「1 研究の推進」ですが、第3期中期計画では「1 研究開発の推進」と、開発が入っているような形になったと思うのですが、この点については、より実用的な成果を評価すべしというようなことで理解してよろしいのでしょうか。

研究だけであれば、今までにない知見が得られれば研究としての成果は上がったと、評価として高いというようなことが言えると思うのですが、ここで開発という項目を入れられたというのは、より役立つと言いますか、そういうようなものを重点を置いて評価しなさいというようなことになるのでしょうか。その点、お尋ねしたいと思います。

○事務局 「研究の推進」を「研究開発の推進」にしたというのは、農業系の研究独法の中期計画の並びでこの用語を整えたというレベルではございますが、箕浦委員がおっしゃるように、明確にそういう背景があるからこうしたというわけではございませんが、昨今の農林水産省の中の研究に対する見方についても、やはり農林水産業の現場で求められて

いるものにより役立つものを、できるだけ研究独法でやってほしいという意向はかなり強くなっているという状況もございます。

○研究・保全課長 今、後段で、そういう傾向もあるとの話がありましたが、前段で説明しましたように、強く、明確に変えてこうなったというよりは、整理上そういうふうになっているということであり、大きく変わったということでは必ずしもありませんので、そのところの兼ね合いの部分は御理解いただきたいと思います。

○酒井分科会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○早坂委員 第2期中期計画の方の中項目ですが、一応3つに分かれていて、今回は第3期の方は「(1) 研究開発」と「(2) 水源林造成事業等の推進」ということで、これは森林農地整備センターの方を意識して2つに分けられたのかなと思いますが、将来的に、今まだ経過措置で預かりの身と考えていいのでしょうか。そういう意味で2つに分けてやられたのかなというふうに解釈したのですが、その辺はどうなのでしょう。

今回のこの新の第3期の方を見まして、2期と3期を比べますと、とてもすっきりと明確に、現在求められているということがわかるなという計画を立てていただいて、評価するのもすごくはっきりわかってやりやすいかなと思っていました。これは、きっと皆さんの努力が実った計画だと思いますので、私は去年の災害を受けてかなりその部分も意識されたようなものが入っていてよかったなと思っております。

以上です。

○事務局 回答というわけではなく、私たちの感想と言いますか、中期計画の項目の整理といたしましては、平成19年に森林総合研究所と林木育種センターが統合いたしましたして、統合後からすぐにシナジー効果をできれば出していきたいということでやってきたところでございます。ただし、中期計画のレベルでは、林木育種の中期計画の項目についてはある意味でカセット方式というような形で、平成18年度からの中期計画として林木育種センターの中期計画がございましたので、その項目を森林総合研究所の中期計画の中にそのまま入れたという経緯がございました。

今年度からの中期計画の際には、林木育種分野と、例えば林木の遺伝資源の研究は研究開発の中の「(4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究」という形で、林木育種の部分とそのほかの森林・林業の研究を一体的にやっていくという形にしたということでございます。

一方、おっしゃるように森林農地整備センターの関係は、勿論、事業の性格がやはり研究開発とは全く異なっておりますので、これは明確に分けた方がいいのかなというふうに思っております。

○事務局 1点補足させていただきますと、水源林造成事業の将来の実施主体の関係については、後ほど独立行政法人全体の改革の説明をする中で補足させていただいた方がわかりやすいかと思います。今回の評価単位のくくりにおきましては特段考慮しておりません。

中期目標の形を踏襲したという形でございます。

○酒井分科会長 ほかに質問ございますでしょうか。

肘井委員。

○肘井専門委員 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、資料2の7ページの「③法人運営における資金の配分状況」で、それぞれの項目については左側の「(1) 研究開発」の①とか②とか、後の方の業務の効率化のところに吸収する格好で散りばめられているということだったように記憶しておりますが、これはここで挙げられていた、これまでに挙げられていた項目がほぼすべてどこかに含まれているという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局 今までやってきたものを何か落とすという意図はございませんので、大部分は第2のところに移ると考えておりますが、第2に移りきれないものは第3の①、②等の中に含めていきたいと考えております。

○酒井分科会長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。第2期で、森林生態系の動態の関連に向けた基礎の部分で、私の個人の感想として随分と成果が上がっているのではないかと思いますのですが、その辺は3期で、研究開発という中で、この開発の意味はデベロップメントというよりは、どちらかというと第2期を引き継いでもっとアドバンスしていくという意味合いが強いのではないのかなと、個人的感想で取っておりますが、先ほど箕浦委員がおっしゃられた実用的成果ということで、社会の役に立つようにというのが裏にあるのかなと、そういう感想を持ちました。

もし間違っていたら御指摘をお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

そういたしましたら、評価基準の改訂(案)について、ちょっと送り仮名の件がございましたが、(案)のとおりとして、本日付で改訂することといたします。

森林総合研究所におかれましては、改訂されました評価基準に沿って平成23年度の業務の実績に関する自己評価を実施していただき、林野分科会において関係資料を提出していただきますようお願いいたします。

特に異議ございませんでしたら、次へ進みたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

そういたしましたら、次の議事に入りたいと思います。

議題の「(2) その他」について、事務局からお願いいたします。

○事務局 本日はその他の議事といたしまして3つございます。役員給与規程の一部改正について、2点目は、平成22年度の森林総合研究所の評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見について、3点目といたしまして、独立行政法人の制度、組織の見直しについて、となっております。

まず、役員の給与規程の一部改正についてでございます。資料3をご覧ください。

独立行政法人通則法第 52 条、53 条、62 条に基づきまして、独立行政法人は役員報酬の支給基準を主務大臣に届けなければならないことになっているところでございます。それとともに主務大臣は届け出があったときには、その支給基準を評価委員会に通知することになっております。それが資料 3 の 1 枚目でございます。

また、評価委員会はその支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて主務大臣に意見を申し出ることができるかとされております。

それでは、法人から、今般の役員給与規程の一部改正について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○総研総務部長 森林総合研究所の総務部長の安樂と申します。私の方から御説明申し上げます。

資料 3 の 3 ページをご覧ください。

「役員給与規程の一部改正について」ですが、改正の理由といたしまして、国家公務員におきまして、去る 2 月 29 日に「国家公務員の給与の改訂及び臨時特例に関する法律」が成立し、施行されました。一般職の職員の給与に関する法律の一部改正及び平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの給与の臨時特例等が実施されることになり、当所においても国に準じた取扱いとするため、役員給与規程の一部を改正するものでございます。

「2 改正の概要」でございますが、1 つ目として「俸給月額改正」でございます。4 条関係ですが、1 号俸がご覧のとおり、現行 72 万 4,000 円が 72 万円。以下 2 号、3 号、4 号俸、ご覧のと通りの改正になります。

それから、「(2) 非常勤役員手当の改正」でございます。11 条関係ですが、勤務 1 日当たりの手当額について 2 万 9,100 円を 2 万 9,000 円に改正。

3 つ目、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの給与の臨時特例、これは附則の第 3 項から第 5 項に該当します。この関係では 3 点あります。

1 つは、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給、地域手当、広域異動手当及び期末特別手当の支給に当たっては、100 分の 9.77 を乗じて得た額を減額することを規定しております。

2 つは特例期間においては、第 11 条に規定する非常勤役員手当について 2 万 9,000 円を 2 万 6,200 円とすることを規定。それから、算定に当たっての端数処理を規定しております。

4 つ目、減額調整でございます。附則第 2 項関係ですが、平成 23 年 4 月からの較差相当分を解消するため、平成 24 年 6 月期の期末特別手当で調整を行うことを規定しております。

改正時期は平成 24 年 3 月 1 日となっております。

以上です。

○酒井分科会長 以上で御説明よろしいですか。

○総研総務部長 はい。

○酒井分科会長 ただいま、御説明がありました役員給与規定の一部改正について御質問、御意見があればお願いいたします。

特にございませんか。

ございませんでしたら、役員給与規程の一部改正については林野分科会としての意見は特になしということにいたしたいと思います。

次に、平成 22 年度の森林総合研究所の評価結果に対する政策評価、独立行政法人評価委員会、いわゆる政独委からの意見について事務局より御説明、御報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、参考資料 3 をご覧ください。

昨年 12 月にとりまとめられました総務省の政独委の 2 次評価については既に皆様には公文書で送付させていただいておりますが、そのポイントを御報告させていただきます。

資料 3 の 3 ページ、別紙 1 をご覧ください。

農林水産省の評価委員会に対する共通的な意見といたしましては、3 つございます。1 点目は「内部統制の充実・強化」、それから「基本方針への対応等」「震災関連」の 3 つの事項について記載されております。

1 つ目の内部統制については、平成 23 年 4 月 26 日付の政独委からの文書でございます「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」におきまして、内部統制の評価が特に留意すべき事項として示されたところでございます。2 次評価におきましては内部統制について大半のところが評価で言及するようになったとか、中期目標等でも明記されるようになったなど内部統制の充実・強化に関する取組みが進捗しつつあるというふうに記載されております。

また、内部統制の評価のさらなる充実を図る観点から別紙 2、3、4 が添付されております。11 ページをご覧ください。

11 ページの別紙 2「内部統制の充実・強化に向けた主な留意点と取組の例」を見ますと、項目ごとに主な留意点と取組の例が具体的にとりまとめられているところでございます。例えば「1 組織にとって重要な情報等の把握」という項目では、留意点といたしまして「日常の組織内のコミュニケーションの円滑化」とされ、取組の例といたしましては「法人のマネジメントを補佐する各種会議での情報把握、組織内イントラネット等 ICT を利用した情報共有・伝達を実施」としてあります。

2 つ目の留意点といたしましては「法人の長直属の内部監査組織、内部通報制度などの業務執行ライン以外からの情報伝達の仕組みの整備」。取組の例といたしましては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構第三者委員会報告書などの指摘を紹介しているところ です。

このように 11 ページ、12 ページ、13 ページ、14 ページと 4 枚にわたりまして参考となる資料がとりまとめられているところでございます。

15 ページの別紙 3 をご覧ください。

別紙 3 の「独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる評価委員会における評価」でございますが、こちらにおきましては、独法評価委員会による内部統制関連の評価コメントの優良事例がまとめられているところでございます。

15、16、17 と続きまして、24 ページまで評価委員会によるコメントが書いてあるところでございます。

こういうものを参考にしつつ今後の評価コメントの作成に使っていけるのかなと考えております。

25 ページの別紙 4 をご覧ください。

別紙 4 「独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる法人における取組」というものでございますが、こちらにおきましては法人による内部統制関連の記述の優良事例がまとめられております。

こちらにおきましても、39 ページまで各独法の優良事例と言えるようなところについての紹介がなされておりまして、法人において内部統制を考える際に他法人の動向が非常に参考になるのかなと考えております。その中で、36 ページには森林総合研究所についても優良事例として紹介されているところでございます。

これらの資料は独立行政法人等の内部統制充実・強化を図る上で参考になるものでありますとともに林野分科会としても 23 年度の独法業務実績評価を行う上でも大変参考になるものですので、6 月～8 月に行います評価においては参考としていきたいと考えております。

別紙の紹介は以上です。

本文に戻りまして、5 ページをご覧ください。

「基本方針への対応等」についてでございますが、林野分科会でも昨年紹介いたしましたが、平成 22 年 12 月 7 日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されたところでございます。この基本方針に基づきます措置事項のフォローアップについては、内閣府の行政刷新会議で行われているところでございますが、こちらの政独委の文書におきましては、独法評価委員会による評価に当たっても基本方針に基づく平成 23 年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる、という書きぶりになっております。こういう状況ですので、23 年度評価についてはこのフォローアップについても含めて対応していきたいというふうに考えております。

また、5 ページの下の方にあります「震災関連」におきましては「②震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である」などとしております。

森林総合研究所としては、大きな影響があるというふうには聞いてはおりませんが、細かいところで何らかの震災の影響で未達だった場合には、ただ単に震災だからできないという書きぶりではなく、因果関係についてもしっかり書きなさいという内容でございます。

農林水産省傘下の独法の共通事項は以上でございます。

6 ページ以降でございますが、こちらには個別に指摘する意見が法人ごとに記載されています。農林水産消費安全技術センター、水産大学校等と個別に書いてあるところがございますが、今回は森林総合研究所に対しては指摘はないという状況でございます。皆様の評価作業について問題なかったと評価されたと考えられるところがございます。

政独委の2次評価については以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ただ今、御説明、御報告いただきました政独委の2次評価について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

参考資料3の36 ページに、森林総合研究所のコンプライアンス等についてのコメントがございますが、引き続き22年度もリスク対応の取組みを実施したということで、ある程度評価されているのかなと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、平成23年度の評価に当たりましては、政独委の意見を踏まえた上で対応をよろしくお願いいたします。

次に、今年1月に閣議決定されました独立行政法人の制度・組織の見直しについて、事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局 閣議決定されました「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」については、参考資料4-1として添付しております。

先ほど政独委の中で述べられた基本方針は事務・事業に関する基本方針でございますが、今年度は、我々もヒアリングを何度も受けまして、今回は制度、組織の見直しというものが政府として決められたところがございます。

閣議決定された制度、組織の基本方針は参考資料4-1でございます。ボリューム的には30ページに及んでおりますので、まず参考資料4-2「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」という概要版をご覧ください。

参考資料4-2の概要版でございます。1番目といたしまして「Ⅰ 独立行政法人の制度・組織の見直しの背景と基本的考え方」でございます。

まず、独法制度の創設から10年以上が経過したという時間的な話。

それから、2つ目の●でございますが、様々な分野で様々な態様の業務を行なっている法人すべてを一律の制度にはめ込んでいるという点。

3つ目の●でございますが、厳しい財政状況、東日本大震災から復興への取組の中で、新たな法人制度に再構築することにより、政策実施機能を最大限に発揮させ、経済成長や国民生活の向上につなげていくことが不可欠、という指摘でございます。

4つ目の●といたしまして、このような認識の下、制度・組織の在り方を抜本的かつ一体的に見直し。

①といたしまして、国や民間との関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し、廃止

や、自律的な経営が可能な法人の民営化等を実施する。

②といたしまして、廃止とか民営化を行うべき法人以外の法人については、事務・事業の特性に着目して類型化いたしまして、類型ごとに最適なガバナンスを構築する。

③といたしまして、類型を踏まえつつ、政策実施機能の強化や効率性の向上の観点から法人を再編する。

④といたしまして、新たな法人制度に共通するルールを整備としております。

「Ⅱ 独立行政法人の制度の見直し」でございます。

1. 法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築。

1つ目の●でございますが、国の関与の在り方の違いなどに鑑み、大きく2つに分類というものでございます。

①といたしまして「成果目標達成法人」、2枚目、②として「行政執行法人」の2つに分けるというものでございます。

1枚目に戻っていただきまして、成果目標達成法人、これが数的には多いところでございますが、1つ目のポツといたしまして、一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる法人。

2ポツ目といたしまして、特性に着目し、一定の類型化を行った上で、当該類型に即したガバナンスを構築。

その下に、類型化・ガバナンスの例が挙げられております。

一番最初に関連深い「研究開発型」が挙げられておりますが、研究開発型といたしましては、支出の内部チェックの取組の強化など不適切な支出をより確実に抑止、専門の研究評価委員会（仮称）による主務大臣の補佐、『科学技術イノベーション戦略本部（仮称）』による科学技術イノベーション政策推進の観点からの一定の関与、が挙げられています。

それから、金融業務型とか文化振興型。※印といたしまして「このほか、大学連携型、国際業務型、人材育成型、行政事業型に類型化」とされております。

後ほど述べますが、基本方針では森林総合研究所はこの研究開発型とされております。なお、水源林造成事業等については行政事業型のガバナンスを適用するとされたところでございます。

1枚めくっていただきまして、行政執行法人でございます。

これは、国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人とされております。

2ポツ目といたしまして、単年度ごとの目標管理の下で効率的な業務運営を実施、執行に関する法人の裁量が小さく、必要最小限の簡素な意思決定の仕組みとすることが適当、としております。

2つ目といたしまして、2. 新たな法人制度に共通するルールの整備でございます。

①といたしまして、法人の内外から業務運営を適正化する仕組みの導入。

1つ目の●といたしまして、不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正命令等の必要な措置が取れる。

2つ目の●といたしまして、監事に対する調査権限の付与等により内部ガバナンスを強化。適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明確化としております。

②といたしまして、財政規律の抜本的な強化。

●として、交付金について事業別の予算の積算（見積もり）・執行実績を公表し、予算と実績の乖離を把握。

2つ目の●といたしまして、不適切な支出と法人内部の不要資産の留保を予防する仕組みを強化。

3つ目の●といたしまして、自己収入に関する目標を設定。

4つ目の●といたしまして、経営努力で自己収入を増加させた場合等におけるインセンティブの強化としています。

③といたしまして、一貫性・実効性のある目標・評価の仕組みの構築。

1つ目の●といたしまして、政策責任者たる主務大臣が法人の中期目標設定から評価まで一貫して実施。ここがかなり大きなところ、こちらの評価委員会にも影響を与えてところでございます。

2つ目の●といたしまして、府省横断的な評価ルールを設定。

3つ目の●といたしまして、中期目標期間の終了時における法人の改廃等の判断の仕組みを導入。

④といたしまして、国民目線での第三者チェックと情報公開の推進。

1つ目の●といたしまして、制度所管府省に設置する第三者機関により主務大臣の評価等を点検。制度所管府省、今までの総務省か、場合によっては内閣府になるのではないかと聞いております。行政評価・監視、行政事業レビューも適切に組み合わせ、国民目線での第三者チェックを実施。

2つ目の●といたしまして、組織・業務状況に係る情報公開の内容を拡充、部門別職員数やOB再就職先との取引状況、契約によらない支出の状況、資産保有状況等。

3つ目の●といたしまして、会計基準を見直し、事業別のセグメント情報を充実。事業と財源の対応関係を明確化することにより、交付金の投入につき原則業務達成基準を採用、としております。

Ⅲ 独立行政法人の組織の見直し、でございますが、組織の見直しの結果、現行102法人が65法人に大幅に縮減されることになりました。縮減される37法人の内訳は、廃止（国移管・民間移管を含む）7法人、民営化等7法人、統合によりまして35法人が12法人で、23法人が減という状況でございます。

次に参考資料の4－3の横長のカラーの資料をご覧ください。

これが独立行政法人の制度・組織改革のイメージでございます。ぱっと見ていただくとお気づきになるかと思いますが、先ほど言いましたように、廃止のもの、それから、特殊

会社化などによります民営化、それから、他の法人制度を活用するもの。農林水産省でいけば農林漁業信用基金などが特殊法人化の方向で打ち出されております。それから、一番右側は国に移管。独法ではなくて合理化の上、国に移管するものもあるという状況でございます。

そこで残ったものが真ん中のものでございます。それが成果目標達成法人と行政執行法人でございます。行政執行法人におきましては、かなり単年度で業務運営をしていくのだということで、造幣局とか印刷局、農林水産省でいけば農林水産消費安全技術センターが位置づけられておりまして、国の責任と判断の下で国と密接な連携を図ってやっていくというものでございます。

この真ん中の成果目標達成法人、これが今の独法にかなり近い形でございます。森林総合研究所もここの中に位置づけられておりますが、研究開発型等 7 類型と、それから 7 類型のどの類型にも属さないその他というものもあるという状況でございます。

1 枚めくっていただきまして、こちらは廃止や民営化、国移管、それから成果目標達成法人等別々に整理した表でございます。

実は新聞報道上はこちらの組織の統廃合が非常に注目を浴びて見出しにもなったところでございますが、廃止は 4 法人、特殊会社化等の民営化、他の法人制度を活用が 7 法人、それから、一番右の国移管は 3 法人でございます。

真ん中の成果目標達成法人と行政執行法人でございますが、行政執行法人は 6 法人でございます。成果目標達成法人はこの累計型に並べられております。この赤と黒の差は、赤で色を塗ってあるところが何らかの大きな組織の見直すところでございます。統合の対象になったというところが多い状況でございます。

研究開発型は特に統合するようになったところが非常に多いところでございまして、文部科学省の所管、理化学研究所等 5 法人が統合、それから、厚労省も 2 法人で統合、農林水産省におきましては農業系の農研機構、生物研、農業環境研、国際農林水産業研究センター、JIRCAS と呼んでおりますが、そちらの 4 法人が統合という状況でございます。経済産業省におきましても産総研等 3 法人が統合。国交省におきましては土木研、建築研等 5 法人が統合というところでございます。

森林総合研究所については、我々としても、農業関係の統合はするものの、森林・林業は農業とは研究対象、研究手法とも異なっているという説明もしてきた中、御理解いただきまして、これまでどおり単独で残るという形になっております。

ここで、参考資料 4－1 の基本方針の本文の方を見ていただけますでしょうか。

基本方針の閣議決定そのものは、前半に制度・組織の見直し全般について書かれておりまして、基本的な考え方とか制度の見直し内容などが書かれているところでございます。ポイントについては、先ほど参考資料の 4－2、4－3 で説明したとおりでございます。それが文書として詳しく書いてあるところでございます。

飛びまして 11 ページの下の方をご覧ください。

時期的な記載がございます。11 ページの一番下の○でございますが、この改革の実施に必要な措置については、平成 26 年 4 月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して講じるものとする、としております。

その次の後半は、別紙、各独立行政法人について講ずべき措置でございますが、こちらに各独法ごとの統合を行う等々の書きぶりがなされているところでございまして、森林総合研究所については 24 ページに出ております。

24 ページの 2 つ目の法人でございます。読み上げますと、森林総合研究所については、研究開発型の成果目標達成法人とする、2 つ目として、水源林造成事業等については、行政事業型のガバナンスを適用する、というものでございます。

私の方からは以上ですが、この件に関連しまして整備課より補足説明がありますので、よろしくお願いします。

○事務局 整備課にバトンタッチいたしまして 1 点補足させていただきます。説明の性格上、どうしても今の説明と一部重複するところが出てまいりますが、御容赦をいただきたいと思います。

昨年 2 月のこの分科会におきまして、水源林造成事業の実施主体の検討と中期目標の記述ぶりとの関係について若干の議論が行われました。この議論は委員改選前の旧メンバーでの議論でございました。新たな委員の方もおられますので若干おさらいをさせていただきます、その上で今回の閣議決定との関係について補足をさせていただきたいと思います。

水源林造成事業については、当分の間、暫定的な措置として森林総合研究所で実施しているところでございますが、平成 22 年 12 月の閣議決定や、また、政独委のいわゆる勧告の方向性におきまして、この事業の今後の実施主体の検討について早期に結論を得なさいという趣旨の決定がされてございます。

昨年の分科会におきましては、こうした重要な事項について中期目標の案の中に記述していないというのはいかかなものかという御意見、もしくは御質問がございまして、これについては、法人の組織形態と申しますのは農林水産省として検討すべき課題でございますので、法人への指示文書であります中期目標の中に書くのはなじまないと考えておりますという御説明をさせていただいて、ただ、大変重要な事項でございますので、この分科会の中でも、その後の経過について機会を見て御説明をさせていただくということで御理解をいただいたところでございます。

それで、今般の 1 月の閣議決定でございます。ここから若干ちょっと大事なところを繰り返させていただきますが、現在の独立行政法人の制度を抜本的に見直して、法人の事務・事業をその特性に着目して類型化をしまして、これに応じたガバナンスを適用するような新たな法人制度に改めるということでございます。

そして、制度の移行などを前提といたしまして、各法人ごとに講ずべき措置ということで具体的にこれをやりなさいということが列挙されてございます。その中で森林総合研究所に関しましては、先ほどの参考資料の 4－1 でいくと 24 ページに簡潔に書いてござい

ますが、第1に「この法人を研究開発型の成果目標達成法人とする」。第2に、この法人が行う業務のうち「水源林造成事業等については、行政事業型のガバナンスを適用する」と、そういうことが定められてございます。

この読み方でございます。すなわち新たな法人制度の下での今後の森林総合研究所の姿というものが示されたということでありまして、その中で水源林造成事業の適用類型がはっきり示された。あるいはその中で暫定性について規定する言葉がない。例えば将来的にどこか別の法人に切り出しなさいとか、そういったことは書かれていないということでございます。

こうしたことを踏まえますと、本事業については今後とも森林総合研究所において実施していくという政府レベルでの方針が示されたというふうに、私どもとしては理解しているところでございます。

今後、林野庁といたしましては、独立行政法人全体の制度・組織の見直しということが進められますので、そのスケジュールに沿いまして、今回の閣議決定に基づいて必要となつてまいります法律上、法制上の措置について、これから具体的に検討していかなければいけないと考えている次第でございます。

以上、補足でございました。

○ 酒井分科会長 どうも御説明ありがとうございました。

ただ今の説明をうかがいますと、組織の見直しとして多くの研究開発独法が統合することとなった中で、森林総合研究所については引き続き今の形の組織形態でいくということになっております。

また、独法制度の見直しとしては、評価委員会にも関わる場所が見直されることとなっております。

以上、御説明いただきました独法の制度・組織の見直しの基本方針について御質問がございましたらお願いいたします。

特にないでしょうか。

ちょっと何かあっても答えにくい部分もあるのだろうと思うのですが、こういう状況下ということで情報を共有していただければと思います。

それでは、一とおり予定の議事が終わりましたが何かございますでしょうか。

なければ、最後に事務局から今後のスケジュールをお願いしたいと思います。

○事務局 非常にスムーズに進んでおりまして、時間もございますので、先ほどの評価基準、評価項目がこれで固まりましたことを受けまして、今後、森林総合研究所の方でこれから評価シートの作成等の作業に入っていくところだと思いますが、6月～8月にかけて集中的に評価作業をするのにあたり、シートをつくる前の段階で、委員の皆様として、こういうふうなことに気をつけてシートを書いていただければとか、そういうような前もつてのコメント等がございましたらいただけるといいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○酒井分科会長 田村専門委員、どうぞ。

○田村専門委員 第3期中期計画の小項目の「(5) 研究基盤となる情報の収集整備・活用の推進」について、旧の方と比べると、さらに重点的にやりますよと位置付けられており、成果を期待するところです。新しい方で収集・整備・活用と、活用という言葉が追加されましたが、これはどういう取組を考えていらっしゃるのでしょうか。例えば森林総研の研究者がより活用しやすくするための取組を推進するのか、あるいはもっと広げて森林総研以外の研究者も活用できるような取組をするというような意味なのか、この辺を教えてください。

○事務局 これは中期計画の項目そのものでございますが、中期計画については参考資料の2で付けているところでございます。そちらの3ページをご覧ください。

(5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進、というところでございます。こちらの内容的には、研究の基盤となる情報を収集するため、全国に配置された収穫試験地等における森林の成長・動態調査・森林水文モニタリング、積雪観測等の各種モニタリングを実施するとともに、木材の識別等の有用な情報を整備しウェブサイト(ホームページ)等を用いてデータベースとして公開する、という書きぶりになっております。

表題の活用に対応するところは本文の後半でございまして、情報を整備しウェブサイト(ホームページ)等を用いてデータベースとして公開する、というところが対応しているところだと思うのですが、これまでも法人においてもこういうデータベースを整備していただいているところでございますが、独法でやっているこういう水文モニタリング等各種モニタリングについては、明治の頃からやっているなど、非常に長期にわたるデータ蓄積がございまして、貴重なものでございます。こういうものを、当然法人としても活用していくわけなのですが、他の大学の研究者の方々とか、企業も含めて一般に活用していただくのをより積極的に進めていきたいということから、タイトルにも活用というのを入れた状況でございます。

○酒井分科会長 よろしいですか。

今、田村専門委員から非常に貴重な御質問をいただきまして、ちょっとお時間が余っていますが、ここは少しさらっと来た感じがしますが、6月～8月にかけて業務実績評価を行うわけですが、少し読んで確認だけしておきたいと思います。

この小項目ですが、(1)が「森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発」、それから(2)が「林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発」、(3)が「地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究」、それから(4)が「林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究」、(5)が「研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進」、(6)は「林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布」ということで、御確認いただいて業務実績評価に当たっていただければと思います。

あと、ほかに何か御質問ございますでしょうか。

○島本委員 質問ではなくて要望なのですが、評価シートをこれから作成されるということで、評価シートを読む作業をやっていて、いつも思うのが、専門分野が近いものに関してはよくわかるというか、わからない部分があっても、ある程度理解できるのですが、専門分野が遠い部分に関しては、やはり理解をするのが大変という気がしています。

一応、評価委員として、どの項目についても評価をつけなければいけないということがありますし、きちんと理解した上で評価する責任があると思っているので、なかなか限られた紙面で難しいとは思いますが、非常に専門的と思われる用語については少し注を付けていただきたいなというのが要望です。

○酒井分科会長 では。

○事務局 ごもったもな意見でありますので、法人の方の作業の中でよろしく願いいたしたいと思います。

○酒井分科会長 どうもご要望ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では、経塚委員、お願いします。

○経塚委員 今度の新しい評価の中で第2のところに、中項目で「4. 内部統制の充実・強化」、あるいは「3. 契約の点検・見直し」というのが改めて中項目のレベルで出てきましたということで、これを受けまして、評価する立場から言いますと、まず遠慮しないで、こういう努力をされてるというようなことは積極的に遠慮しないで書いていただければと思います。いや、これぐらいは当然なのだよとか、やっていて当たり前だと思って書かれなかったりすると、やっていないのではないのかなと思ってしまうので、まずはやられている努力、日常の、普段の改革みたいなところも遠慮しないで書いてみていただければと思います。その後またちょっと考えさせていただければと思うので、そこら辺を要望ということで申し上げたいと思います。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

そういう御要望ですので、よろしくお願いいたします。

ほかによろしいですか。

そういたしますと、少し早いですが、予定しておりました議事は以上です。

それから、その前に、今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 今後のスケジュールについてですが、先ほど述べましたように、例年どおり6月に法人から業務実績について説明を受けます。それから、7月、8月で業務実績の評価結果をとりまとめていただくことを考えております。

また、開催日程については、後日御都合についてお伺いいたしまして、日程の調整をさせていただきます。

以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議事は以上です。

本日配布されました資料のうち、参考資料については委員限りとさせていただきます。
今回の議事録については、まとめ次第、事務局から各委員に送付し、御了解を得た上で確定し、その後公開するということにしたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第 45 回林野分科会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。